

ＬＰガス備蓄の現況

平成３０年８月
石油流通課

- １．我が国の現行ＬＰガス備蓄は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく民間備蓄と、国家備蓄の二本立てとなっている。
- ２．ＬＰガス民間備蓄は、昭和５６年度に石油備蓄法を改正して、ＬＰガス輸入業者に対して、年間輸入量の４０日分に相当する量（基準備蓄量）の備蓄を義務づけることにより実施している。
- ３．ＬＰガス国家備蓄は、輸入量の５０日分程度に相当する量の備蓄を目標として国家備蓄基地５基地（七尾基地（石川県）、福島基地（長崎県）、神栖基地（茨城県）、波方基地（愛媛県）、倉敷基地（岡山県））での備蓄を実施している。

○ＬＰガス備蓄の推移

（単位：千トン）

	民間備蓄		国家備蓄
	基準備蓄量	保有量（日数）	保有量（日数）
６月	1,359	1,773（65.2）	1,347
７月	1,373	2,031（73.9）	1,347
８月	1,386	2,104（75.9）	1,346
９月	1,386	1,925（69.4）	1,373
10月	1,384	1,876（67.7）	1,373
11月	1,375	1,885（68.5）	1,396
12月	1,367	1,709（62.5）	1,396
30年１月	1,356	1,610（59.3）	1,396
２月	1,102	1,574（57.1）	1,396
３月	1,117	1,502（53.7）	1,396
４月	1,115	1,678（60.1）	1,396
５月	1,121	1,642（55.8）	1,396
６月	1,108	1,635（59.0）	1,396（50.4）